

## 就労状況申告書

(前月に同じ事業所の印紙が貼付された日が 20 日以上ある場合)

この申告書は、日雇労働求職者給付金を適正に支給するために、就労状況等を確認するものですので、正直にお答えください。

なお、内容に偽りがあった場合は、不正受給として以下のような重い処分がされる場合があります。

- ❖ その月とその月の翌月から 3 か月間、給付金は受けられません。
- ❖ 不正に受けた額の 3 倍の金額を安定所に返してもらいます。(例えば、30 万円を不正に受給した場合、最大 90 万円に利息(延滞金)をつけて返してもらいます。)
- ❖ 返せない場合は、法律に基づき、財産(銀行の貯金、車など)を差し押さえるなど強制的な措置を執ります。
- ❖ 安定所は警察に相談します。詐欺罪になることもあります。

問 1 前月、手帳に同じ事業所の印紙が 20 日以上貼られていますか、この事業所の名称を記載してください。

( )

以下、上記の事業所についてお答えください。

問 2 契約期間はいつからいつまでとなっていますか。

- 1 契約期間の定めなし
- 2 契約期間の定めあり  
いつから (      月      日) いつまで (      月      日)
- 3 日々雇用

問 3 給与はどのように決まっていますか。

- 1 時給制 (時給      円)
- 2 日給制 (日給      円)
- 3 月給制 (月給      円)



